

告示第 107 号

太子町地域共生見守りつながるネットワーク事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 9 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町地域共生見守りつながるネットワーク事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業の一環として、町内の事業所等が地域の住民を緩やかに見守り、年齢や性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず支援を必要とする人とながり、関係機関との情報共有などを通じた、誰もが安全で安心して生活できる地域づくりを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「協力事業所」とは、この事業の趣旨に賛同し、太子町地域共生見守りつながるネットワーク事業台帳（以下「台帳」という。）に登録された法人その他の団体をいう。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、町とする。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象者は、町内において、年齢や性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず支援を必要とする者とする。

(事業内容等)

第 5 条 町と協力事業所は、相互に連携して対象者を見守るネットワークを構築する。

2 協力事業所は、対象者を発見したときは、業務に支障のない範囲で当該対象者を支援するとともに、町へ連絡するものとする。なお、緊急性があると判断したときは、警察又は消防へ通報するものとする。

3 町は、協力事業所から前項の連絡を受けたときは、対象者への対応や必要な支援を行うものとする。

4 協力事業所は、第 2 項の支援等に関して、故意又は重大な過失がある場合を除き、発生した損害の責任を負わないものとする。

5 第 2 項の支援等に係るものを除き、この事業の実施に係る経費は原則として町の負担とする。

(協力事業所の登録)

第6条 町は、町内で活動する事業所又は事務所を有する法人その他の団体（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）からの申請に基づき、この事業への参画が適当と判断したときは、当該申請者を台帳へ登録するものとする。

- (1) 重大な法令違反等により行政処分を受けたことがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由があるもの
- (3) その他町長が協力事業所として不適当と判断したもの

2 町は、前項の規定により台帳へ登録した協力事業所に登録証等を交付する。

(情報の交換及び管理)

第7条 この事業の実施に必要な事項について、町及び協力事業所は情報を交換するものとする。

2 この事業の関係者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び太子町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第14号)の規定を順守し、対象者に係る個人情報を慎重に取り扱うものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。

(登録の解除)

第8条 町は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の登録を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 正当な理由をもって登録の解除を申し出たとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、登録の解除に十分な理由があると町長が認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年 月 日から施行する。

(太子町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱の廃止)

2 太子町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱（平成25年告示第43号）は廃止する。

(太子町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の太子町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱第6条に規定する協力事業所が行う連絡その他の措置等については、当分の間、この要綱の相当規定によるものとみなす。

(太子町高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業実施要綱の一部改正)

- 4 太子町高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業実施要綱（平成 26 年告示第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「高齢者等見守りネットワーク事業」を「太子町地域共生見守りつながるネットワーク事業」に改める。